

議案第50号

湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月9日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

(提案理由)

町長、副町長及び教育長の給料月額の見直しをするため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和34年湯河原町条例第8号）
の一部を次のように改正する。

別表町長の項中「592,000円」を「740,000円」に改め、同表副町長の項中「540,000円」を「670,000円」に改め、同表教育長の項中「500,000円」を「620,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

湯河原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行		改 正 後		備 考
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）		
職名	給料月額	職名	給料月額	
町長	592,000円	町長	740,000円	
副町長	540,000円	副町長	670,000円	
教育長	500,000円	教育長	620,000円	
		<p>附 則</p> <p>この条例は、令和6年10月1日から施行する。</p>		